

## 厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。  
以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 歯科治療時医療管理料
- 小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算
- 在宅療養支援歯科診療所1
- 在宅患者歯科治療時医療管理料
- 歯科訪問診療料の注1 3に規定する基準
- 手術用顕微鏡加算
- 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- 光学印象
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- 歯科技工加算1及び2
- 歯周組織再生誘導手術
- 歯根端切除手術の注3
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価（I）
- 酸素の購入単価
- 電子的歯科診療情報連携体制整備加算1
- 口腔機能実地指導料
- 歯科技工所ベースアップ支援料

(2026年6月1日時点)

# 電子的歯科診療情報連携体制整備加算に係る掲示

当院は電子的歯科診療情報連携体制整備について以下のとおり対応を行っています

- 1 オンライン請求を行っています
- 2 オンライン資格確認を行う体制を有しています
- 3 歯科医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧または活用できる体制を有しています
- 4 診療報酬明細書の無料交付・院内掲示を行っています
- 5 マイナンバーカードの保険証利用の使用について、実績を一定程度有しています
- 6 マイナンバーカードの利用について  
お声がけ、ポスター掲示を行っています
- 7 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための、十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて当医療機関の見やすい場所およびウェブサイトに掲示しています

はしもと歯科